［事案 2023-375］入院一時金支払等請求

・令和７年３月４日　裁定打切り

＜事案の概要＞

重大事由により契約を解除され、入院一時金が支払われなかったことを不服として、入院一時金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和４年５月に新型コロナウィルス感染症により宿泊療養（入院①）し、同年 12 月にはびらん性胃炎により入院（入院②）したため、同年４月に契約した組立型保険にもとづき入院一時金を請求したところ、いずれも支払われた。その後、令和５年８月に睡眠時無呼吸症候群により入院（入院③）したため、本契約にもとづき入院一時金を請求したところ、重大事由を理由に契約が解除され、入院一時金が支払われず、過去に支払われた入院①②の入院一時金の返還を求められた。しかし、以下の理由により、契約の解除と入院①②の入院一時金の返還請求を取り消すとともに、入院③の入院一時金を支払ってほしい。

(1) 契約前に、他の保険会社と重複して入院一時金が支払われる保険に入っていることを伝えた上で、入院一時金の上限がないかを確認したが、ないと言われたので契約した。

(2) 持病があり加入できる保険がなかったことや、三大疾病の保険料が高いことから、入院一時金でカバーするために複数の会社の保険に加入しており、入院一時金の合計額が 110 万円であることが、保険制度の目的に反するとは思っていない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約申込時に、申立人からコールセンターに電話はあったが、申立人が主張するような応答の記録（他の保険会社と重複して入院一時金が支払われる保険に入っていることを伝えた上で、入院一時金の上限がないかを確認したが、ないと言われた）はない。

(2) 入院一時金合計額が 100 万円を超えており、著しく過大と考えている。また、申立人は前回の退院から短期間で１泊２日の入院が２回もあり、入院一時金の取得を目的とした入院とも考えられる。したがって、保険制度の目的に反する状態がもたらされる恐れがあり、重大事由に該当すると判断した。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

(1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴および給付の妥当性、各契約の加入の経緯、入院に至った経過等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。

(2) これらの事情を明らかにするためには、単に双方が主張を行うにとどまらず、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、各保険契約の募集担当者、あるいは医師等の第三者への尋問等の手続が必要となる。

(3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。